

2021年3月以降の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

京都府域においては2月28日に緊急事態措置が解除されましたが、3月1日から新たな感染防止対策が要請されています。（特措法第24条第9項に基づく）

LPWでは今後も京都府から発表される最新の情報を参考に、十分な感染防止対策を行った上で利用者の方に必要なプログラムを提供し、ひきこもり支援事業を行っていきます。

当面の間、通常プログラムと、各利用者さんのご都合に応じた在宅ワークを並行して行いながら活動を続けていきたいと思っております。

LPW事務所におけるプログラム、イベント参加はLPW利用者限定とさせていただきます。
（一般の方はオンライン参加をお願いします）。
また相談・見学については予約制で行います。

- ① 来所の日時はあらかじめスタッフと決めておいてください。
（事務所内が混雑して密にならないよう必ず約束の日時を守ってください）
- ② 事務所にはマスク着用でお入りください。
- ③ 来所されたらまず検温・手洗いをお願いします。
- ④ 飛沫感染のリスクがありますので事務所内での飲食は当面控えてください。

※ 当事業所内で新型コロナウイルス感染陽性者が出た場合は一定期間休業を致します。



お問い合わせ
NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会
Tel&Fax：075-201-8073
携帯： 080-2538-3036
E-mail： mypath@lpw-kyoto.org